給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第4号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職	第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職
員に適用する。	員に適用する。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
	(3) 野外活動センターに勤務する所長
(3) [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附即

この規則は、令和3年4月1日から施行する。